

一応供覧	文書分類		保存年	1 3 5 10 永
議長 	局長 	書記 	主任	担当



1 号様式

令和 7 年 8 月 2 0 日

津南町議会議長 恩田 稔 様

議席番号 3 番

議会議員 村山郁夫



一 般 質 問 の 通 告 に つ い て

令和 7 年 9 月 4 日開会の第 3 回定例会に下記のとおり一般質問をしたいので、津南町議会会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

記

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答弁を求める者
1 ニュー・グリーン ピア津南の水源・温 泉源の保全について	1、現在の水源地と鉱泉地並びに流水路を転売後の第三者へ権利主張するための対抗要件とするためには分筆し登記して公示することが必要だが、その分筆登記予定はあるか伺う。 2、1 の登記は土地の所有権を明確にするものであって、地下水自体に対する排他的な権利（水利権）を法的に確立するものではなく、地下水は動産として扱われ、土地の所有権に付随する権利として保護されるわけではない。 従って転売後の第三者は 1 の登記された所有権以外の別場所に新たな掘削をして温泉や地下水を求めることは「流水の自由利用」として認められている。 このとき既存の水量・泉量に影響を与え	町長



	たとして求償行為をなしても第三者が事業活動の一環として行われたときは不法行為の立証は困難とされる。そこで、 (1) 第三者への転売後も水利権を保護するためには法的な求償権に求めるのではなく、契約上の措置や事前の対策が必要であり、ファンドが第三者に転売する際に、隣接地の開発や地下水利用を制限する旨の特約を契約書に明記し、第三者に対してもその制限を承継させることが有効だがその予定があるか伺う。 (2) 地下水を「公共水」と位置づけ、その保全を図るため各自治体は規制や取り組みを定めている。その内容を例示すると熊本県地下水保全条例、長岡市地下水保全条例、岐阜市地下水保全条例などがある。消雪用水の涵養を目的とするものは別として、地下水の適正な採取、合理的な使用、涵養、汚染防止を総合的な保全を目指す熊本県、地下水の水質保全と涵養に焦点を当てて汚染から市民の健康と生活環境を保護することを目的としている岐阜市の例がある。現在町で検討されている水源条例にはこれらの趣旨が反映されるものか伺う。	
--	--	--

※質問項目が変わる場合は罫線で分割してください。

2 号様式

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答弁を求める者
2 津南病院の救急診療体制について	1 津南病院は救急隊が「傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準」により「①重篤」と判断した患者が搬送されて次の状態のときの処置とその後の対応（病状の回復や安定の処置・入院・転院搬送・転院勧誘等）を伺う。 （１）初期評価が心停止（反応なし・呼吸あり・脈拍あり） （２）生理学的評価で気道閉塞あり （３）呼吸（換気）不十分 （４）循環（組織還流）不十分 （５）高度な意識レベル低下あり 2 同じく「③心筋梗塞の疑い」で搬送された患者がチアノーゼ、20 分以上の胸痛、絞扼痛、心電図上の ST-T の変化、心電図上の不整脈（多源性/多発性/連発/PVC、RonT、心室性頻拍等）のいずれかが認められる場合の処置とその後の対応（病状の回復や安定の処置・入院・転院搬送・転院勧誘等）を伺う。 3 統計によれば令和 5 年両救急隊から 227 人（ほぼ 3 日に 2 人）を受けているが、救急隊からの受け入れ照会があった時、対応できないとして断る場合の理	町長

	由は何であったか伺う。 4 津南病院が人口減少の局面に当たって将来的にも救急搬送の医療ニーズに応えられる体制であるためには何が求められると考えているのか伺う。	
--	--	--